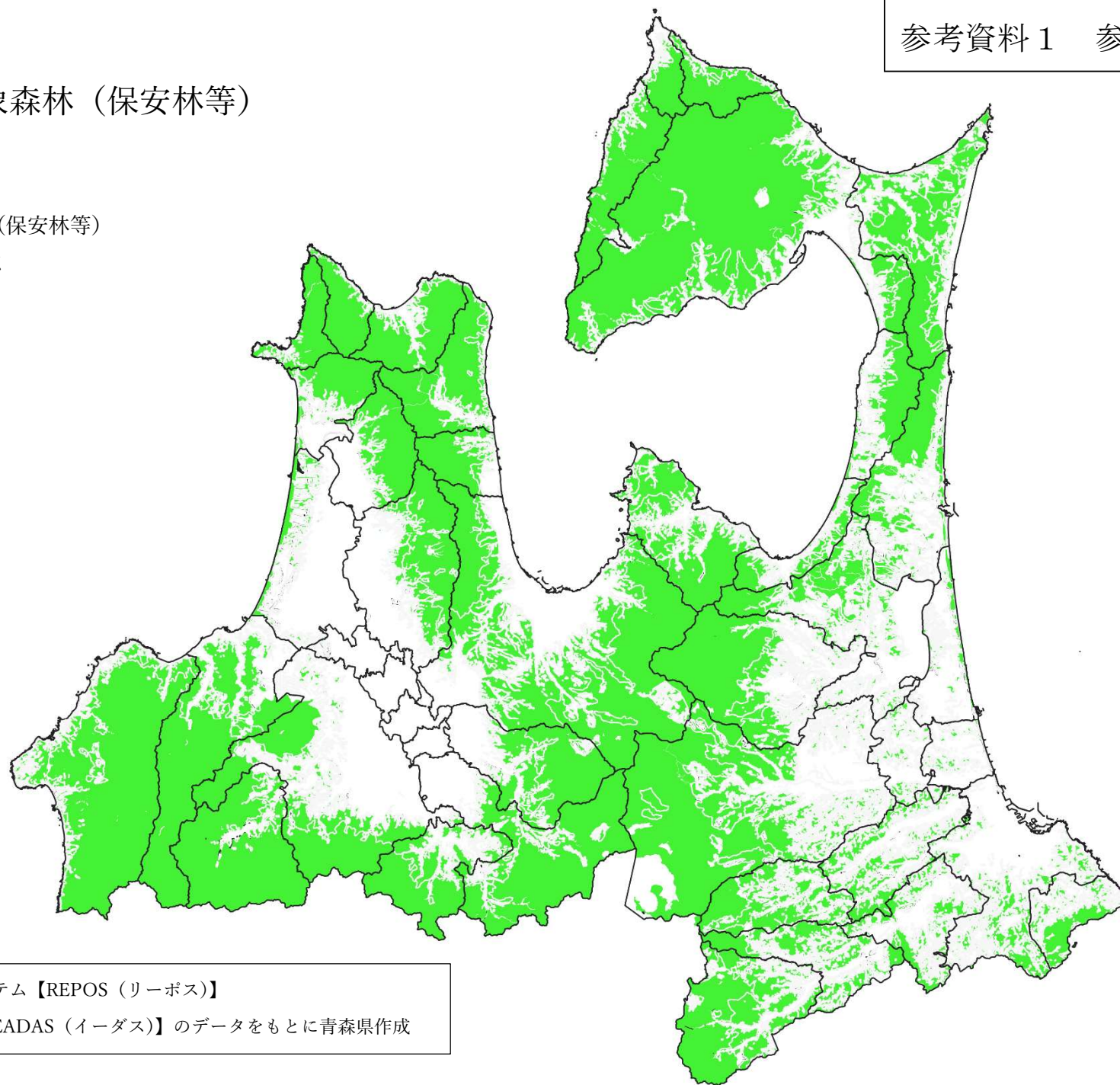


図1 森林計画対象森林（保安林等）

■ 森林計画対象森林（保安林等）

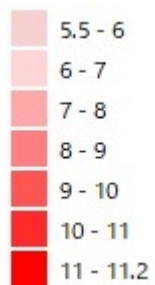
※令和4年9月末時点



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】
環境アセスメントデータベース【EADAS（イーダス）】のデータをもとに青森県作成

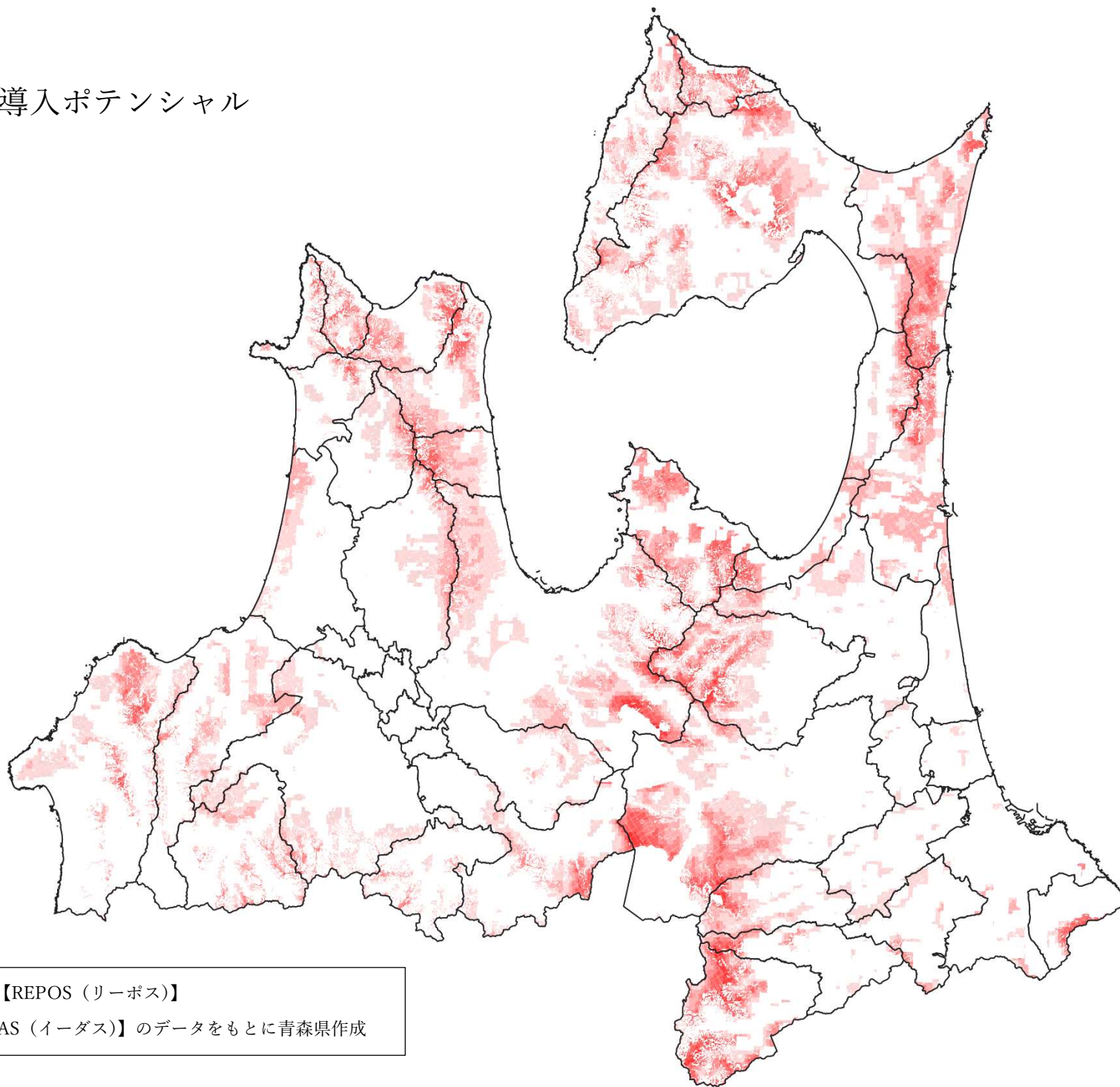
図2 本県の風力発電導入ポテンシャル

風力発電導入ポテンシャル(m/s)



※導入ポテンシャル

エネルギーの採取・利用に関する
種々の制約要因による設置の可否を
考慮したエネルギー資源量



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リーボス)】

環境アセスメントデータベース【EADAS (イーダス)】のデータをもとに青森県作成

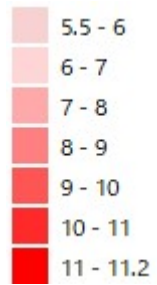
図3 森林計画対象森林（保安林等）

+ 本県の風力発電導入ポテンシャル

■ 森林計画対象森林（保安林等）

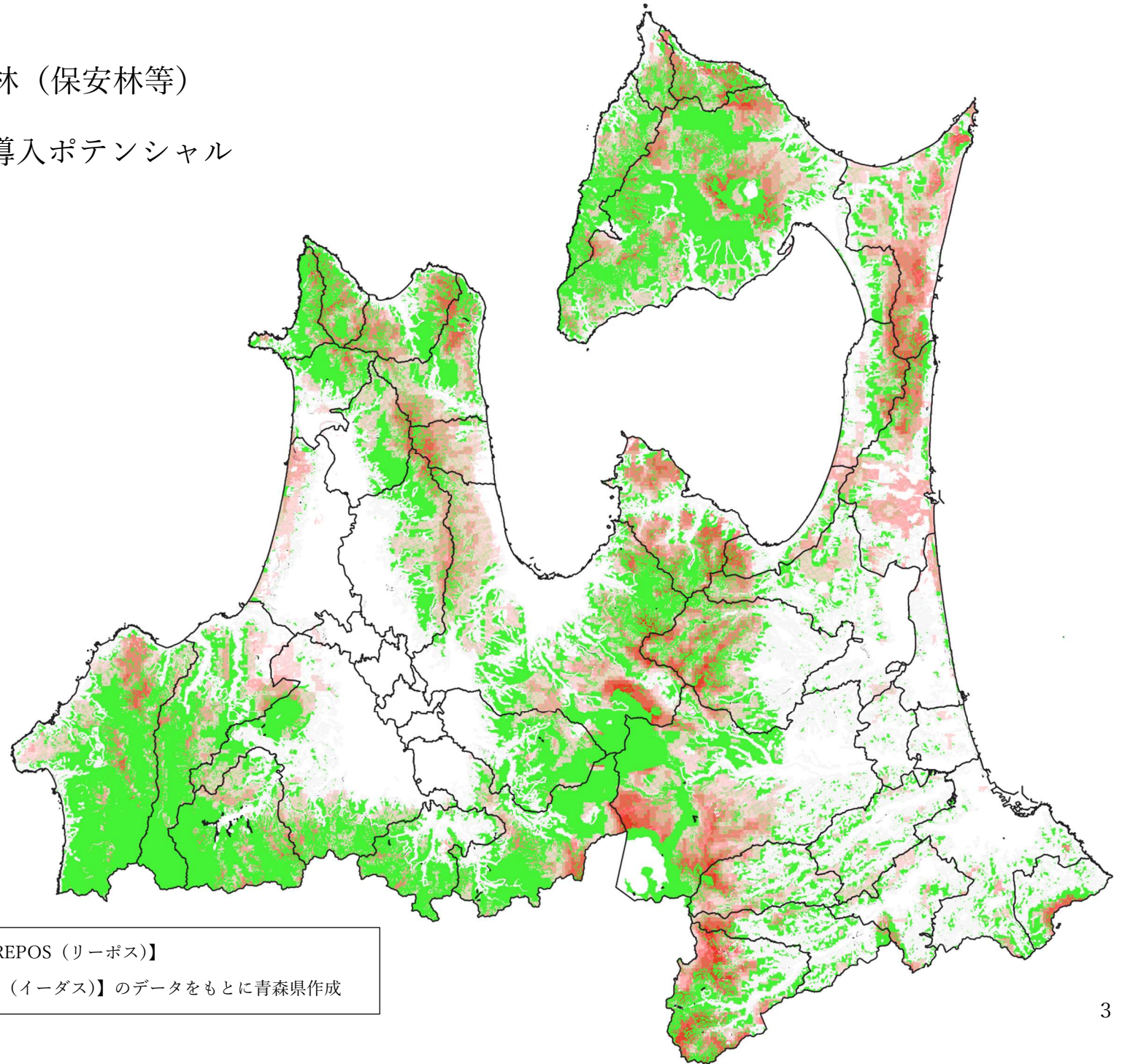
※令和4年9月末時点

風力ポテンシャル (m/s)



※導入ポテンシャル

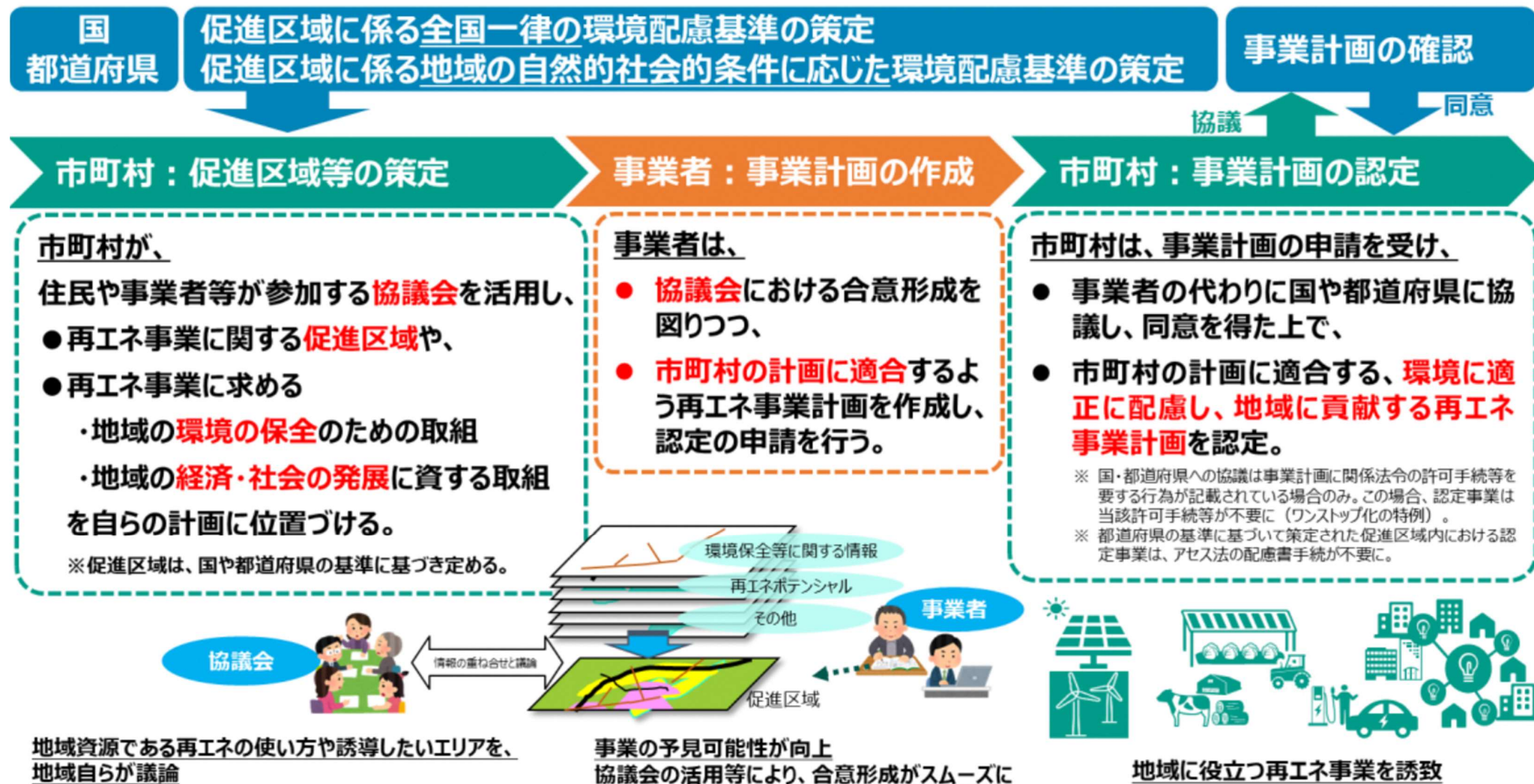
エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】

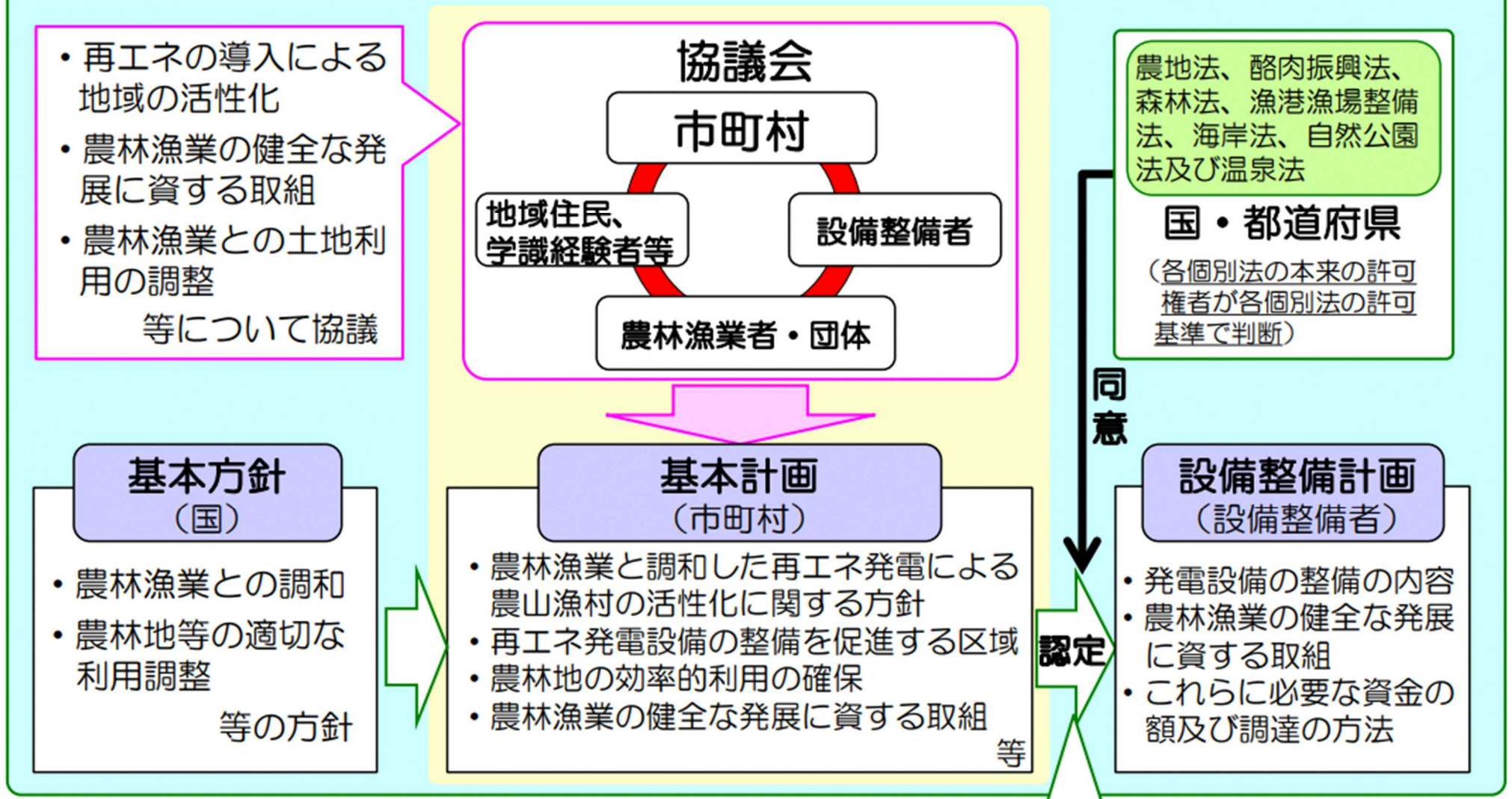
環境アセスメントデータベース【EADAS（イーダス）】のデータをもとに青森県作成

1. 地球温暖化対策推進法における協議会（環境省公表資料より抜粋）



2. 農産漁村再生可能エネルギー法における協議会（農林水産省公表資料より抜粋）

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



（参考）入札対象案件の説明会等

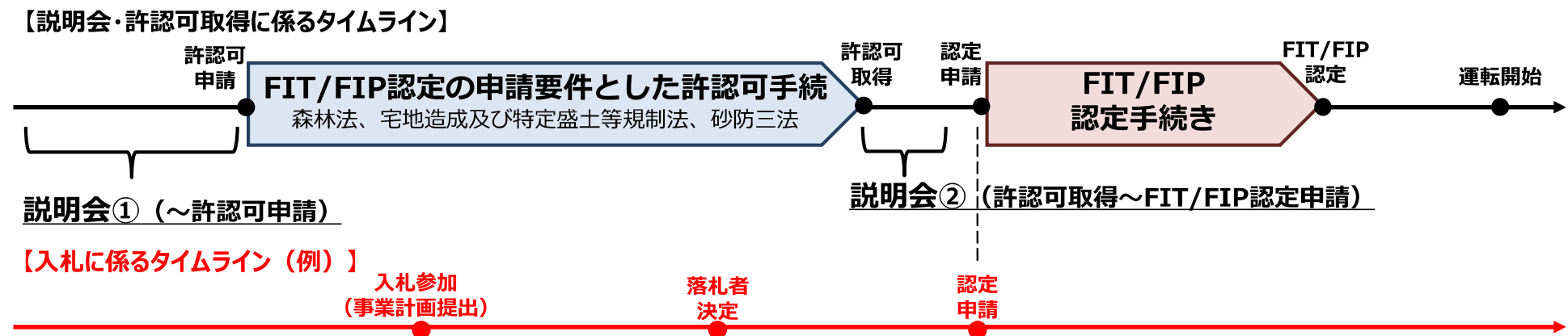
- 入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、**入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める**（ただし、仮に落札した場合であっても、**認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す**）こととしてはどうか。

（※）入札対象案件の取扱いについては、入札実施指針の内容に関わることから、今後、調達価格等算定委員会において御議論いただくことになる。

- なお、本WGのこれまでの会合において、**周辺地域の住民への影響が大きい場合**として、
 - ① **FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可**（森林法に基づく許可等）**が必要となる場合**
 - ② **環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合**
 - ③ **条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合**

は、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、**それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求める**ことを整理しており、**この点については、入札対象案件についても変わらない。**

（例）入札対象案件であって、説明会開催・FIT/FIP認定申請要件としての許認可取得が必要な場合のタイムライン

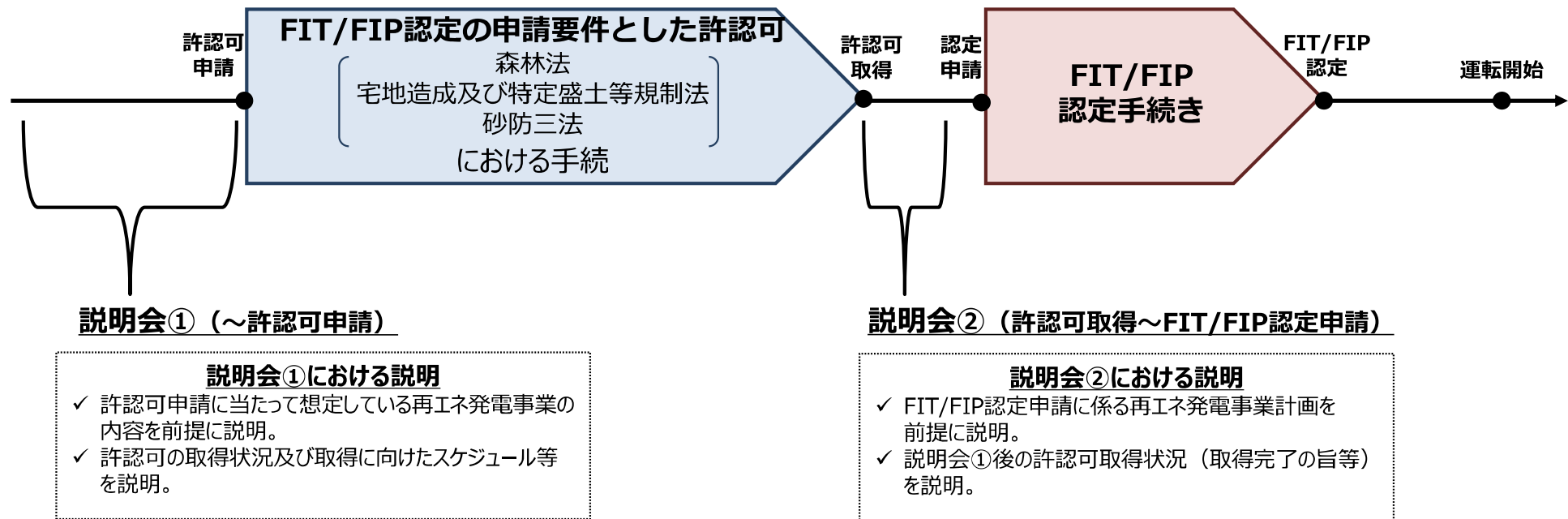


（注）入札実施前に実施される説明会においては、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意が必要となる。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合①

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めるとした許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合は、**FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求めるとした。**

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋

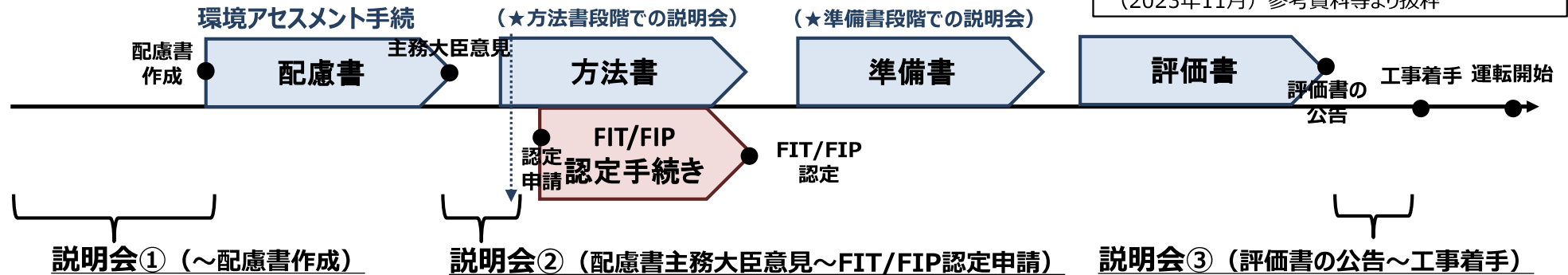


(※) なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、次ページのタイムラインに従うこととする。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合②

- 環境影響評価法（第一種事業・第二種事業のいずれも含む。）又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、**FIT/FIP認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求めることとした。**
- さらに、**FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求めることとした。**

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋



説明会①における説明

- ✓ 配慮書作成に当たって想定している再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 取得前の許認可については、許認可取得スケジュール等を説明。
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける配慮書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会②における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの方法書段階の説明会において、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うことができる。(ただし、再エネ特措法に基づく説明会としても位置付ける旨を事前に示すことが必要。)
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける方法書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会③における説明

- ✓ 環境アセスメントを踏まえて、実際に実施する再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの準備書段階の説明会では、環境アセスメントの結果が確定していないことから、この段階の説明会について、再エネ特措法に基づく説明会③として取り扱うことは不可。

(※ 1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①～③の詳細のタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

(※ 2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの（第二種事業・温対法の特例案件等）については、説明会①の開催は求めない。

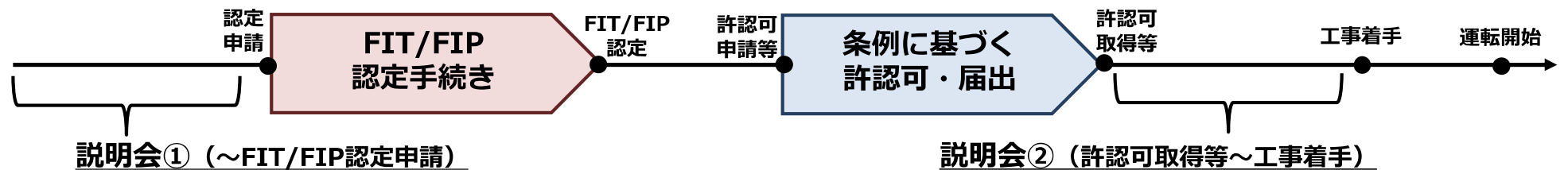
(※ 3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合（p.11参照）は、説明会②において、許認可の取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

- ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、
- ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
 - ・説明会③において、許認可取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合③

- 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合場合については、**FIT/FIP認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催を求めることとした。**

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋



説明会①における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。

説明会②における説明

- ✓ 条例に基づく許認可・届出プロセスを踏まえた再エネ発電事業の規模等を前提に説明。

(※) なお、FIT/FIP認定申請前に実施する説明会①よりも前に、条例に基づく許認可・届出が終了している場合には、説明会を求めるタイミングは①のみとなる。

再エネ発電施設の立地等に係る関係法令の区域等

No.	法令等	関係法令の区域等
1	自然公園法	特別保護地区
2		海域公園地区
3		第一種特別地域
4		第二種特別地域
5		第三種特別地域
6		普通地域
7	青森県自然公園条例	第一種特別地域
8		第二種特別地域
9		第三種特別地域
10		普通地域
11	自然環境保全法	原生自然環境保全地域
12		海域特別地区
13		特別地区
14		野生動物保護地区
15		普通地区
16	青森県自然環境保全条例	特別地区
17		普通地区
18		県開発規制地域
19		県緑地保全地域
20	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	管理地区
21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区区域 (特別保護地区)
22	地すべり等防止法	地すべり防止区域
23	砂防法	砂防指定地
24	青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例	砂防指定地
25		砂防設備
26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
27	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	保全地域

28	河川法	河川区域（工作物）
29		河川区域（土地）
30		流水の占用
31		河川保全区域
32	海岸法	海岸保全区域
33		一般公共海岸区域
34	国土利用計画法	全域
35	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	対象建設工事
36	国有財産法	行政財産処分
37	建築基準法	全域
38	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域
39	農地法	農地
40	公有水面埋立法	公有水面
41	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域
42	道路法	工事
43		道路占用
44	都市計画法	都市計画区域又は 準都市計画区域
45		都市計画区域及び 準都市計画区域外
46	都市緑地法	緑地保全地域
47	景観法	景観計画区域
48	青森県景観条例	景観計画区域
49		ふるさと眺望点
50	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	基本計画
51		設備整備計画
52	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界遺産内
53		緩衝地帯及びその外側
54	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地
55		史跡名勝天然記念物
56	青森県文化財保護条例	県史跡名勝天然記念物

57	森林法	地域森林計画の対象となる民有林（開発行為）
58		地域森林計画の対象となる民有林（伐採及び伐採後の造林）
59		保安林（解除）
60		保安林（伐採）
61	青森県県営林に関する条例	県営林
62	地球温暖化対策の推進に関する法律	促進区域
63	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	再エネ事業計画

他県における再エネ条例制定の状況

参考資料 5

○防災など生活環境の保全を目的とするもの

都道府県名 (施行日)	条例名	目的	手続	制度概要(対象地域・施設等)	罰則
兵庫県 (H29.7.1) (R6.10.1予定)	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	防災・生活環境への影響の解消、良好な環境及び安全な県民生活の確保	許可	対象地域：災害の危険性が高い森林 対象施設：太陽光（野立・5,000㎡以上かつ民有林3,000㎡を超える切土・盛土）	50万円以下の罰金
			届出	対象地域：上記以外 対象施設：太陽光（野立・5,000㎡以上） 風力（1,500kW以上・特別地域では500kW以上）	5万円以下の罰金
岡山県 (R1.10.1)	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	防災・生活環境・地域環境への影響を鑑み安全で安心な生活の確保	許可	対象地域：設置禁止区域（砂防指定地等） 対象施設：太陽光（野立・出力規模不問）	なし
			届出	対象地域：設置に適さない区域（土砂災害警戒区域） 対象施設：太陽光（野立・出力50kW以上）	
山梨県 (R3.10.1)	山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	自然環境の保全、防災の実施による地域との共生	許可	対象地域：設置規制区域（砂防指定地等） 対象施設：太陽光（野立・出力規模不問）	5万円以下の過料
			届出	対象地域：設置規制区域以外 対象施設：太陽光（野立・出力規模不問）	
奈良県 (R5.4.1)	奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例	生活環境に係る被害の防止、環境の保全、県民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現	許可	対象地域：設置規制区域（砂防指定地等） 対象施設：太陽光（野立・出力規模不問）	5万円以下の過料
				対象地域：上記以外 対象施設：太陽光（野立・5,000㎡以上）	

他県における再エネ条例制定の状況

○再エネと自然環境・地域との共生を目的とするもの

都道府県名 (施行期日)	条例名	目的	手続	制度概要(対象地域・施設等)	罰則
和歌山県 (H30.3.23)	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例	県民の理解と環境との調和の確保、本県の環境にふさわしい事業の普及	認定	対象地域：県内全域 対象施設：太陽光（野立・出力50kW以上）	なし
山形県 (R4.4.1)	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例	事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の確保	認定	対象地域：県内全域 対象施設：太陽光（野立・出力500kW以上） 風力：出力500kW以上 水力：200kW以上 地熱：300kW以上 バイオマス：300kW以上	なし
宮城県 (R4.10.1)	太陽光発電施設の設置等に関する条例	地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大	許可	対象地域：設置規制区域（砂防指定地等） 対象施設：太陽光（野立・出力50kW以上）	5万円以下の過料
			届出	対象地域：上記以外 対象施設：太陽光（野立・出力50kW以上）	
長野県 (R6.4.1)	長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例	景観・自然環境・地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進	許可	対象地域：特定区域（砂防指定地等） 対象施設：太陽光（野立・出力10kW以上）	5万円以下の過料
			届出	対象地域：上記以外 対象施設：太陽光（野立・出力10kW以上）	